

公益財団法人広島県スポーツ協会 表彰規程

第1条 公益財団法人広島県スポーツ協会定款第2章第4条第2項に基づき、この規程を定める。

第2条 この規程は、公益財団法人広島県スポーツ協会ならびに加盟団体の個人または団体（構成団体を含む）に対して、「公益財団法人広島県スポーツ協会スポーツ賞」（以下「スポーツ賞」という。）を贈って、その業績をたたえ、広島県スポーツの向上発展に資することを目的とする。

第3条 スポーツ賞は、その業績を記載した表彰状と共に贈る。

第4条 スポーツ賞の受賞資格は、次にかかげるものとする。

- (1) 広島県のスポーツ界の向上、発展に多大の貢献のあったもの。
- (2) 国際大会において優秀な成績をあげたもの。
- (3) 全国大会において（国民体育大会を除く。）、優勝したもの。
- (4) 国民体育大会において、優秀な成績をあげたもの。
- (5) 世界記録、日本新記録（最高記録を含む。）を樹立した者。
- (6) その他、会長が特に功績顕著であると認めたもの。

第5条 表彰の対象期間は、毎年1月1日より12月31日とし、表彰は原則として年度内に行う。

第6条 受賞者の決定は、理事会において行う。

第7条 この規程について必要な事項は、会長が別に定める

附 則

- 1 この規程は、昭和45年4月1日より施行する。
- 2 昭和55年12月19日一部改正
- 3 この規程は、平成7年4月1日より施行し、平成7年表彰から適用する。
- 4 この規程は、公益財団法人広島県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 5 この規程は、令和3年4月1日より施行する。
- 6 この規程は、令和3年6月3日より施行し、令和3年4月1日から適用する。